

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則 三九

告 示

調査船の定けい港を指定した件 三九
調査指導船の定けい港を指定した件二件 三九
土地改良区の定款の変更を認可した件三件 四〇
土地改良区の変更に係る件二件 四〇
道路の区域を変更する件二件 四〇

公 告

落札者を決定した件 四〇
土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四〇
土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 四〇
土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 四〇

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十五号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「指導船等乗組職員」を「調査船等乗組職員」に改め、同条第一項中「指導船、調査船」を「調査船、調査指導船」に、「指導船等」を「調査船等」に改め、同条第二項中「指導船等」を「調査船等」に、「指導船及び調査船」を「調査船及び調査指導船」に改める。

別表第二備考3中「沿岸漁業調査船あづま」を「調査船あづま」に、「沿岸漁業指導船拓水」を「調査指導船拓水」に改め、「の区域」の下に「及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第四項に規定する漁港の区域」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県旅費取扱規則の規定は平成三十年六月一日から適用する。

（人事課）

告 示

福島県告示第五百六十二号

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）第二十四条第二項の規定により、調査船あづまの定けい港として、平成三十年六月一日いわき市小名浜港を指定した。

なお、沿岸漁業調査船の定けい港として指定した件（昭和三十七年福島県告示第七百四十八号）は、平成三十年五月三十一日限り廃止した。

平成三十年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（人事課）

福島県告示第五百六十三号

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）第二十四条第二項の規定により、調査指導船いわき丸の定けい港として、平成三十年六月一日いわき市小名浜港を指定した。

なお、福島県近海漁業指導船の定けい港を指定した件（昭和四十四年福島県告示第五百三十三号）は、平成三十年五月三十一日限り廃止した。

平成三十年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（人事課）

福島県告示第五百六十四号

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）第二十四条第二項の規定により、調査指導船拓水の定けい港として、平成三十年六月一日相馬市松川浦漁港を指定した。

なお、福島県沿岸漁業指導船の定けい港を指定した件（昭和四十二年福島県告示第四百号）は、平成三十年五月三十一日限り廃止した。

平成三十年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(人事課)

福島県告示第五百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大信土地改良区から平成三十年六月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大信土地改良区から平成三十年六月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大信土地改良区から平成三十年六月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成三十年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市田人町石住字 貝屋一七九番二地先か	変更前	八・七 一六・八	三五六・九

ら 同 市田人町石住字 貝屋三〇番一地先まで	変更後	一〇・三 二四・七	三五六・九
------------------------------	-----	--------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第五百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先から	変更前	A 一四・八 二八・二	一一二・一
	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先まで		B 五・五 四八・〇	九三六・五
	同 郡同 村大字下川 内字上滝八二番六地先 まで		C 一六・七 三五・〇	二、一六九・八
	同 郡同 村大字下川 内字五枚沢四九番三地 先まで		D 一〇・二 六三・五	五〇〇・〇
	同 郡同 村大字下川 内字鍋倉五〇一番一 地先から			

公告第百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 岡田 安義 南相馬市小高区井田川字北新田三八五番地の四

(農村計画課)

公告第百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 馬場 有 双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五番地六

同 櫻井 勝延 南相馬市原町区江井字馬場五四番地

同 伊澤 史朗 双葉郡双葉町大字新山字下条一二六番地の一

同 泉田 重章 同 郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

同 志賀 稔宗 南相馬市小高区川房字清水一八七番地

同 小林 正幸 同 市同 区大井字松崎一五〇番地

同 久保内 俊應 双葉郡浪江町大字酒井字井戸川前六八番地

同 只野 芳章 南相馬市小高区飯崎字根崎二八九番地

同 鈴木 一郎 双葉郡浪江町大字請戸字本町一四番地

同 松本 伸一 同 郡同 町大字荻宿字川原二四八番地二

同 渋谷 一弘 同 郡双葉町大字郡山字台三三五番地

同 小牛田 一男 南相馬市小高区吉名字西長迫七番地

同 竹野 光雄 同 市同 区浦尻字原田二番地

同 西内 文夫 同 市原町区小川町五五三番地の五九

同 安部 善治 双葉郡浪江町大字川添字南大坂五六番地二

同 原中 等 同 郡同 町大字田尻字東畑一〇番地

同 神長倉 隆重 同 郡同 町大字室原字法光内六番地

同 中野 弘寿 同 郡同 町大字立野字雁北二番地

同 高橋 美雄 同 郡同 町大字津島字谷津六六番地

同 木幡 治 同 郡双葉町大字下羽鳥字南迫二二番地

同 泉田 健一 同 郡同 町大字鴻草字町二三番地

同 松本 勇 南相馬市小高区小屋木字障子口一四番地の一

同 岡田 安義 同 市同 区井田川字北新田三八五番地四

同 松木 秀男 双葉郡双葉町大字上羽鳥字沢入一〇七番地

同 西内 正雄 南相馬市小高区行津字鳥木迫五一番地

同 愛澤 格 双葉郡浪江町大字小野田字仲禪寺一〇五番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 馬場 有 双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五番地六

同 櫻井 勝延 南相馬市原町区江井字馬場五四番地

同 伊澤 史朗 双葉郡双葉町大字新山字下条一二六番地の一

同 泉田 重章 同 郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

同 志賀 稔宗 南相馬市小高区川房字清水一八七番地

同 小林 正幸 同 市同 区大井字松崎一五〇番地

同 小牛田 一男 同 市同 区吉名字西長迫七番地

同 竹野 光雄 同 市同 区浦尻字原田二番地

同 西内 文夫 同 市原町区小川町五五三番地の五九

同 岡田 安義 同 市小高区井田川字北新田三八五番地四

同 安部 善治 双葉郡浪江町大字川添字南大坂五六番地二

同 山田 幸人 同 郡同 町大字大堀字中平三三番地

同 中野 弘寿 同 郡同 町大字立野字雁北二番地

同 高橋 美雄 同 郡同 町大字津島字谷津六六番地

同 泉田 健一 同 郡双葉町大字鴻草字町二三番地

同 水谷 隆 同 郡双葉町大字飯崎字歡請内二一番地

同 早川 英夫 南相馬市小高区根沢字水溜四一番地の一

同 本田 彰三郎 同 市同 区上根沢字西原六三番地

同 井戸川 晴美 双葉郡浪江町大字中浜字西原六三番地

同 佐藤 孝男 同 郡同 町大字酒井字井戸川前四六番地

同 大浦 泰夫 同 郡同 町大字荻宿字北谷地一六四番地

同 谷 充 同 郡同 町大字加倉字下加倉三四五番地四

同 阿部 利一 同 郡双葉町大字前田字稻荷前二六番地

同 阿部 利一 宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目一〇番二五号角五郎市宮住宅三棟三〇六

同 愛澤 格 双葉郡浪江町大字小野田字仲禪寺一〇五番地

同 井戸川 節夫 南相馬市小高区片草字片草迫一二四番地の一

同 木幡 敏郎 双葉郡双葉町大字下羽鳥字南迫二六番地

(農村計画課)

公告第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 櫻井 勝延

南相馬市原町区江井字馬場五四番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 門馬 和夫

南相馬市原町区上北高平字比丘尼沢二〇二番地

（農村計画課）

公告第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、請戸川土地改良区から次のとおり役員住所に変更があった旨届出があった。

平成三十年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名

住所

理事 馬場 有

双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五番地一

同 西内 文夫

同 郡同 町大字権現堂字下続町二五番地六

変更後 同

南相馬市小高区村上字前谷地二八番地

変更前 同

市原町区小川町五五三番地の五九

（農村計画課）